グリーン預金運営要領

（参考訳）

制定日：2022 年 7 月 5 日

改定日：2023 年 4 月 1 日

改定日：2025 年 4 月 1 日

（総則）

第１条

みずほ銀行（中国）有限公司（以下、「当行」と略称する）におけるグリーン預金業務を規範化し、関連法律規制及び当行の関連規定・政策に基づき、「グリーン預金運営要領」（以下、「本運営要領」）を制定するもの。

本運営要領は国際資本市場協会「グリーンボンド原則（2021 年 6 月）」（以下、「原則」と略称する）に基づき、以下の原則の主要部分と外部審査により構成されるもの。

- 1 調達資金の使途
- 2 グリーン与信の評価及び認定基準
- 3 調達資金の管理
- 4 情報開示と報告要件
- 5 外部審査

グリーン与信に関し、本運営要領に定めのない事項については、「グリーン与信運営要領」を参照する。

（定義）

第２条

本運営要領におけるグリーン預金とは、当行が関連法律に基づき発行し、その調達資金

の使用が適格のグリーン与信とグリーン債券に限定される預金のことを指す。

グリーン与信とは、環境改善/気候変動対応/省エネ対応/再生可能エネルギー事象等に従事する企業に対する貸出、トレードファイナンス、債券等を含む与信、または上記環境関連プロジェクト向け与信、環境改善に資する設備投資向け与信のことを指す。

（管理体制）

第３条

3-1. 中国業務部：当行の「グリーン預金」業務を統括管理する。

グリーン預金の発行規模や発行期限を設定し、グリーン預金の募集計画を策定する。

グリーン預金の内部管理体制を適切に管理し、必要に応じて関係部門を調整し、円滑な管理体制を整備する。

グリーン預金の見合いの運用対象であるグリーン与信の案件リストを管理し、調達した資金の運用が行内で定めるグリーン与信の認定基準を満たしているか認証業務を担う。

グリーン預金の運用状況に関する年次報告を主導し、財務主計部等の関連部署に適切に情報開示を行う。

グリーン預金の募集額の状況、及びグリーン与信の認証状況について関連部署に適切に情報開示を行う。

3-2. 中国財務主計部と中国事務部：当行の「グリーン預金」関連データの統計表の作成及び関連当局への提出を担当する。（本運営要領制定時点現時点、当局統計報告の財務・事務分担は普通預金と同一処理であるが、；今後グリーン預金専門報告が当局新規追加される場合、報告内容に従って財務部と連携し対応）

3-3. 中国財務主計部：「グリーン預金」に関わる情報開示を担当する。

3-4. 中国審査部/支店ミドル：グリーン与信個別案件の審査を担当する。

3-5. 中国リスク管理部：グリーン与信関連制度の所管部かつ当行のリスク管理統括部として、各リスク所管部とともに二線としてリスク管理を担当する。主に、グリーン預金業務統括部署として内部管理責任を有し、一線としてのリスク管理を担う中国業務部を牽制する役割を担う。

（調達資金の使途）

第４条

グリーン預金により調達した資金は全てグリーン与信のために使用されなければならない。

「グリーンボンド支援プロジェクト目録（2021 年版）」（绿色债券支持项目目录（2021 年版））及び「グリーン低炭素への転換に関わる産業ガイドライン(2024 年版)」に基づき、適格のグリーン与信に該当する業種は下記とするもの。

1)　省エネ炭素削減産業

2)　環境保護産業

3)　再生資源産業

4)　エネルギーのグリーン・低炭素転換

5)　生態保護・回復及び利用

6)　インフラストラクチャーのグループアップ

7)　グリーンサービス

グリーン与信の認定基準は、「グリーン与信運営要領」のグリーン与信基準に合致する「業種」または「資金使途」に該当すること。

（グリーン与信の評価と認定基準）

第５条

5-1. グリーン与信案件の認定（グリーン債券を含まず）

「業種」及び「資金使途」が「グリーンク与信運営要領」のグリーン与信基準に該当する場合、中国業務部は営業部門からの申請内容に基づき該当理由について分析の上、グリーン与信の認定を行う。

営業部門は中国業務部の要求に基づき、適宜定期的にグリーン与信の該当有無の状況を確認し、中国業務部へ申請し承認を得ること。営業部門はグリーン与信の申請時や更新時に業種や資金使途の検証に加え、可能な限り環境改善効果が計測可能な資料の徴求に取り組み、グリーン与信の信頼性の確保に取り組む。

「業種」基準で該当の場合：取引先業種基準で「グリーン与信」に該当する場合は、当該取引先向けの運転資金全量が「グリーン与信」の対象となる（複数業種がある場合、グリーン与信該当業種部分の売上比率に応じて按分）。

「資金使途」基準で該当の場合：取引先の業種に関わらず資金使途内容の精査を踏まえて、「グリーン与信」該当可否を判断する。

5-2. グリーン債券の認定

中央銀行、発展改革委員会、証券監督管理委員会などの機関が発行及び監督管理を行うグリーン債券は、直接に適格対象と認定される。

（調達資金の管理）

第６条

中国業務部は、募集したグリーン預金について預金契約の継続期間内に募集資金を全てグリーン与信に使用するためにグリーン預金計画の管理に取り組む。

グリーン預金計画に基づき、グリーン預金は他の預金と区別して特別台帳により管理さ

れる。

グリーン預金の募集資金が使用されたグリーン与信に対する監視体制を整備する。対象のグリーン与信が基準に該当しなくなり、或いは実行が延期・キャンセルされる可能性があると判断する場合は速やかに基準に該当する他のグリーン与信に資金を投入しなければならない。

調達した資金の全額がグリーン与信に充当されるまで、未充当資金はオーバーナイト取引や他の短期金融商品として管理する。

（情報開示と報告要件）

第７条

グリーン預金計画が発行を完了した後、当行は募金した資金の使用情報を記録、保存、年次で更新し、かつ重大な事項が発生した場合は直ちに更新する。

グリーン預金の存続期間中は、年度報告を提出する。

グリーン預金募集資金の年度報告の内容には、①グリーン預金が使用された対象与信、②グリーン与信の認定基準、③グリーン預金の承認手順、④グリーン預金の使用状況、⑤環境改善効果（顧客提供状況に基づく）等の情報を含まなければならない。グリーン預金の使用状況の詳細の公開が困難な状況であれば概括あるいは要約の形式で報告する。

（外部審査）

第８条

グリーン預金の発行にあたっては、専門知見と経験を有する第三者の独立機関によるグリーン預金発行の認証を受け、グリーン預金の調達資金の使途、グリーン与信の評価及び認定基準、調達資金の管理、情報開示と報告要件、等の関連する当行の内部管理体制が関連要求・関連原則に充足することを確保する。

第三者の独立機関による年度報告について認証を実施する。

（付則）

第９条

本運営要領の制定、改定及び廃止は、最高リスク責任者（CRO）が決定する。ただし、組織、呼称等の変更に伴う修正で、本運営要領内容の実質的な変更を伴わないものは、中国業務部の決定で行うことができる。

本運営要領の主管部は中国業務部である。

以上